グリーン電力証書販売委託契約約款

（目　的）

第１条　本約款は、当団体の個々の会 (　　が太陽光発電設備により個別に発電する電力量が僅少であり、当該電力量にみ、当団体が複数ｂゝ◇　ｂゝ雨ル６Ｉ｜》を集計し　Ｈ@買対る環境価値ｂゝ　　見｜》にまとめ、当団体と申込者が協力し地球温暖化防止、地球環境の維持・恢-リ善 (　　寫　々立てを目的とする。

（定　義）

第２条①　この約款において「グリーン電力」とは、申込よって認証宍れたグリーン電力量酒什嫉ｋ　執る証書をいＥなお、グリーン電力証書は当該認証に基偲き当団体が竺

（販売業務の委託）

第３条①　申込手，ミ、申込書に基づき、当団体に対し申込手＊ゥＪミ電した電力のうち申込手，ﾀ自家消費分電力に相当する環境価値（以下「申込錫の環境価値」とぐう）の販売委託を申し込み、当団体がこれを承諾したときに本約款に基づく契約は成立する。

②　申込錫は、前項の契約成立後、申込手，ﾈｬ　境価値を当団体に譲渡する。

③　当団体は、販売業務を受託した当該環境価値を集計し、所定量だとに当団体と第三手，ｈ，ﾀ売買契約約款に基づく契

者･法人

（申込

第４条

の環境

認証機

算発電

する。

②この申

義務を

③　申

団体に

じる義

（1）

（2）

（3）

場合

④　申

備等に

該措置

団体を発行す

（環境

第６条

につい

求めな

１条の